

# 令和8年度 債務保証、損失補償等に係る事業計画書

[ 建築 局 住宅政策 課 ]

事業名	
款項目	
横浜市住宅供給公社のためにする 損失補償	

(単位：千円)

区分	事項	限度額	令和8年度以降の債務保証等予定額	
			期間	金額
新規設定 又は変更後	横浜市住宅供給公社のためにする損失補償 (令和8年度)	2,540,000	令和8年度から 令和13年度まで	2,540,000
変更前	横浜市住宅供給公社のためにする損失補償 (令和7年度)	2,580,000	令和7年度から 令和12年度まで	2,580,000
増△減		△ 40,000		△ 40,000

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
限度額	2,700,000	2,660,000	2,620,000	2,500,000	2,460,000	2,420,000

## 【団体の基礎的情報】

### ① (団体の概要)

- <事業目的> 住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な団体住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
- <設立> 昭和41年12月1日
- <基本 金> 10,000千円 (内訳) 横浜市 10,000千円 (100%)
- <業務内容>
  - ・分譲住宅及び関連施設等の建設事業
  - ・賃貸住宅及び関連施設等の管理事業
  - ・市営住宅管理の受託事業、その他の受託事業

### ② (団体の経営状況)

良好

## 【損失補償の内容】

- ③ (借入金の用途) ※借換えの場合はその旨を記載してください  
借換えのための資金調達

### ④ (損失補償を行う理由・必要性)

借入先金融機関が債権保全を目的に本市の損失補償を貸与条件としているため(借換え)。

### ⑤ (損失補償額の積算根拠)

#### <令和8年度資金計画>

(単位：千円)

	令和3年度分	令和4年度分	令和5年度分	令和6年度分	令和7年度分	令和8年度分	令和8年度設定額
設定限度額	2,740,000	2,700,000	2,660,000	2,620,000	2,580,000	2,540,000	2,540,000
借入(予定)額	400,000	400,000	400,000	800,000	400,000	400,000	
令和7年度までの償還額	0	0	0	260,000	0	0	
未償還残高	400,000	400,000	400,000	540,000	400,000	400,000	

### ⑥ (対象債務の返済の見通しとその確実性)

#### <本団体に係る損失補償の設定状況>

(単位：千円)

NO	設定年度	最終年度	限度額	左のうち借入済額または借入見込額		返済の原資等
				令和7年度末まで の償還見込額	令和8年度以降の 損失補償等予定額	
1	R2年度	R7年度	400,000	400,000	400,000	0
2	R3年度	R8年度	400,000	400,000	0	400,000
3	R4年度	R9年度	400,000	400,000	0	400,000
4	R5年度	R10年度	400,000	400,000	0	400,000
5	R6年度	R11年度	400,000	400,000	0	400,000
6	R6年度	R11年度	400,000	400,000	260,000	140,000
7	R7年度	R12年度	400,000	400,000	0	400,000
8	R8年度	R13年度	400,000	400,000	0	400,000
(7) 合計				2,540,000		

#### <対象債務の返済の見通し(各年度の償還額)>

(単位：千円)

NO	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度	R16年度	R17年度～	合計
1											0
2	400,000										400,000
3		400,000									400,000
4			400,000								400,000
5				400,000							400,000
6	40,000	40,000	40,000	20,000							140,000
7					400,000						400,000
8						400,000					400,000
計	440,000	440,000	440,000	420,000	400,000	400,000	0	0	0	0	2,540,000

#### <団体の担保能力及び担保設定状況>※令和7年度末見込

公社物件は、自ら居住するための自己所有物件新築と異なり、建設工事終了後他社に分譲するものであり、担保付物件として売却することはできないため、担保設定はない。

### ⑧ (健全化性法の規定に基づき将来負担比率に参入される一般会計等負担見込額)

$$\boxed{2,540,000} \times \boxed{10\%} = \boxed{254,000}$$

損失補償設定額 R6算定期 一般会計等負担見込額

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	小林 和広	松川 敏樹	

( 建築 局 - )